平成２４年（フ）第６５号
石川県七尾市中島町中島７部92番地、従前の住所神奈川県相模原市南区栄町13番14号　藤コーポ105号室
債務者　髙橋美沙子こと　大森美沙子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４８６号
兵庫県加古郡播磨町東野添３丁目13番23号
債務者　坂下真美子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５８号
大分県別府市石垣東３丁目７番７―101号　立川ビル
債務者　和田　弘紀
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６７号
大分県由布市湯布院町川西417番地３、従前の住所香川県仲多度郡琴平町872番地３　守家アパート５号室
債務者　嶋津　里江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７５号
北海道苫小牧市青雲町１丁目11番３号
債務者　千葉佐和子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３０号
福島市早稲町４番16号　ラヴィバレ一番丁605、従前の住所福島市八木田字伊賀内18番地　塩谷ハイツＢ棟101号室
債務者　鈴木　由紀（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７２号
茨城県神栖市高浜2542番地59メゾネット高浜Ａ棟３号室
債務者　齋藤　光夫
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第７３号
茨城県神栖市大野原２丁目８番14号大槻アパートＤ棟
債務者　根本　勝則
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第７４号
茨城県神栖市大野原２丁目８番14号大槻アパートＤ棟
債務者　根本　克枝（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第７７号
茨城県行方市玉造乙1192番地１
債務者　橋本　幸夫
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第８３号
茨城県鹿嶋市宮津台210番地10　潮騒ジョブトレーニングセンター、住民票上の住所茨城県鹿嶋市大字中2773番地16　潮騒ジョブトレーニングセンター
債務者　吉野　康男
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１０７９号
千葉県市原市菊間2082番地県営住宅48棟105号
債務者　中村　　睦
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０６号
千葉県船橋市古和釜町840番地１
債務者　酒井美佐子（旧姓桜・小峯・鈴木）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９９号
金沢市西泉４丁目109番地１、従前の住所金沢市新保本３丁目119番地
債務者　岩城　智子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３９０号
石川県野々市市堀内５丁目297番地、従前の住所石川県白山市博労２丁目23番地１、従前々の住所金沢市若草町12番17号
債務者　奥田　誠士
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３６６号
山梨県甲府市上石田４丁目９番37号　ダイタ南西ハイツ306
債務者　依田　栄一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係